医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件新旧対照表

○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品(平成十六年厚生労働省告示第百八十五号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現
一~十七 (略)	一~十七 (略)
十八(略)	十八 イダルビシン、その塩類及びそれらの製剤
十九 イピリムマブ及びその製剤	(新設)
二十 (略)	十九 イブリツモマブ チウキセタン及びその製剤
二十一~百八 (略)	二十~百七 (略)
百九 (略)	の製剤百八 ヒドロキシ尿素(別名ヒドロキシカルバミド)及びそ
ブビノスタツト)、その塩類及びそれらの製剤ゴーメチル)フエニル]プロプーニーエンアミド(別名パニーメチルーーHーインドールー三ーイル)エチル]アミニーメチルーー・ (二E) ーNーヒドロキシーニー [四一(←[ニーー((新設)
百十一(略)	百九 ビノレルビン、その塩類及びそれらの製剤
百十二~百二十 (略)	百十~百十八(略)

百二十一(略)	(別名カルモフール)及びその製剤 百十九 一一ヘキシルカルバモイル―五―フルオロウラシル
。) 型肝炎の進行による代償性肝硬変に用いられるものを除く の製剤(ただし、注射剤であって慢性C型肝炎又は慢性C 可二十二 ペグインターフエロン―アルフア―2b及びそ	(新設)
百二十三(略)	六―チオール及びその製剤百二十 九―ベータ―D―リボフラノシル―九H―プリン―
百二十四~百五十九(略)	百二十一~百五十六 (略)